

Web制作サービス個別規定

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ

Web制作サービス個別規定

(Web制作サービス概要)

第1条 当社は、お客様のためにWeb制作サービスとして、サイト構築、サイト更新・運用、ドメイン取得・維持等を行います。サービスの内容にどのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書を添付した電子メール・FAXを含みます。以下本規約において同じ。）に定める通りとします。追加的又は事後的な変更、お客様の都合による修正、お客様の素材が第三者の権利を侵害している場合の修正等は、業務条件書に特に定めた場合の他は、業務の範囲に含まれません。範囲外となる業務の実施の可否は別途調査が必要となり、可能な場合でも実施を当社に委託する場合には、別途有償となります。

(業務条件書)

第2条 業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成します。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と業務条件書の内容が矛盾抵触する場合には、業務条件書の内容が優先します。業務の内容が追加的に変更される場合には、別途業務条件書を作成の上、対応する申込書を提出するものとします。サーバー運用、ドメイン取得、メールサービス、制作用ツールのプロジェクトファイル・写真素材や画像素材の原データ・Photoshop/Illusurator等の制作ソフトウェアの編集用データ(AI/PSDファイル等)の提供等のサービスは、5条による権利移転の対象であるか否かにかかわらず、業務条件書に記載されている場合のみサービスとして提供されます。

(Web制作サービス料金)

第3条 Web制作サービスの料金及びお支払い条件は、業務条件書に記載の通りです。業務条件書に定めの無い場合には、サイト構築業務・ドメイン取得業務に関するものは納品月の翌月末日までに、サイト更新・運用・ドメイン維持業務に関するものは業務実施月の前月末日までに支払うものとします。当社が見積もりの際に前提としていた作業内容が異なったこと等により変更作業を伴う場合は、当社はお客様に対し別途請求することができるものとします。

(Web制作サービス契約期間)

第4条 本契約により行うサイト更新・管理及びドメイン取得・維持の契約期間は業務条件書に定めるとおりです。

(著作権)

第5条 納入された成果物であって、当社が自らWeb制作サービスの実施にあたってお客様のために新規に制作され、お客様に納品されたものの著作権は、納入の完了時に当社からお客様に移転します。お客様に納品されない中間成果物や採用されなかったデザインやコピー案等にかかる権利は留保されます。写真素材や画像素材は、業務条件書で特に指定した場合の他は、第三者が著作権を有しライセンス提供するものを、使用許諾を受けて使用します。かかる素材や当社が業務の着手以前から保有する著作物に関する権利は、納入完了後も当社又は提供元の第三者に留保されます。著作権が当社又は第三者に留保されるものについて、お客様は、お客様ご自身のためにのみ使用することができ、第三者への頒布や再使用許諾は行えません。

(成果物の公開)

- 第6条 成果物のお客様による確認のために当社が当社サーバー上にテスト環境を準備した場合、当該環境を成果物の一般公開のために使用することはできず、且つ、確認完了後に継続して利用することはできません。
- 2 成果物の公開は、当社が別途受託した場合の他は、お客様の責任において行われるものとします。
- 3 当社が成果物の公開を受託した場合であっても、公開された成果物について当社が第三者より権利侵害又は不適切有害情報であるとの通知を受けた場合、又は、当社が同様の問題を発見した場合には、契約の解約を待たず、成果物の公開を一時的又は恒久的に中止・中断できるものとします。

i

(責任)

- 第7条 公開されるウェブサイトの内容に関しては、お客様自らが完全な責任を負い、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 お客様は、当社に提供するウェブサイト制作のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確保する義務を負うものとします。
- 3 成果物に画像素材やCMSツール等の第三者が作成したものが含まれる場合の瑕疵については、お客様は当該第三者に対してのみその責任を追及するものとします。
- 4 当社は成果物に記載した商品・サービスの名称であって、仮に当社が考案して記載したものについては、なんらかの形で商標（登録の有無を問いません）として法律上又は事実上使用可能であることは保証されません。
- 5 当社は成果物に関する資料やデータ等を納品完了から1年間に限り保管します。
- 6 当社は成果物や成果物の運用によって生じるデータをバックアップする義務を負いません。これらのデータが消失した場合でも、当社はお客様に生じた損失を補償する責任を負いません。
- 7 当社がお客様に対して負う損害賠償責任についてはお客様が現実に被った直接損害に限り、当該損害が発生した日の属する月から遡って2ヶ月の間（契約日より当該損害が発生した月までの期間が2ヶ月を下回る場合は当該期間となります。）にお客様が当社に支払ったサイト更新・運用料の総額（係る支払いが存在しない場合にはサイト構築業務の委託料）を賠償額の上限とします。

(解約・違約金)

- 第7条 お客様が検収完了前または契約期間中にサービスの契約を解約する場合には、違約金として制作業務の場合には成果物が納品された場合に発生する代金額を、運用等の業務の場合には契約残期間中に発生する代金の合計額を、当社に対して支払うものとします。違約金が支払われた場合でも、お客様による解約により当社に別途損害が生じた場合は、損害の賠償を請求する事は妨げられません。また、お客様側提供素材の提供の遅れやお客様による確認事項の確認の遅れ、連絡が取れないなど、お客様都合により3ヶ月以上の遅延が生じた場合は、当社側の判断にて当該契約を解除でき、お客様は成果物が納品された場合に発生する代金額を違約金として、当社に対して支払うものとします。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ
制定：2023年8月1日
改訂：2025年7月1日